

当院での医療における適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

国立病院機構福岡病院（以下、当院）では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームは、患者さんやご家族等に対し適切な説明を行い、両者で十分な話し合いを行い、患者さんご本人の意思を尊重した医療・ケアを提供することを基本といたします。また、患者さんご本人の意思が確認できない場合は、ご本人の最善の利益に基づく意思決定に努めてまいります。

2. 医療・ケアの在り方

2.1 情報提供と意思決定支援

患者さんとそのご家族に対して、病状や治療法、リスク、予後などを適切に説明し共有いたします。医療・ケアを受けるご本人が医療・ケアチームとの十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本としたうえで医療・ケアを進めてまいります。

2.2 意思の変化への対応

患者さんの意思は変化しうるものであり、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームで行い、ご本人との話し合いを繰り返し行います。

2.3 ご家族等との協力と支援

患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性があります。ご家族等の信頼できる方も含めて、ご本人との話し合いが可能な限り繰り返し行われることが重要です。また、患者さんには特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって指定しておくことをお勧めいたします。

2.4 包括的な医療・ケアの意思決定と実践

医療・ケアチームは、医療・ケア行為の開始・不開始、内容の変更、中止等を医学的妥当性と適切性に基づいて慎重に判断いたします。同時に、当院の体制で可能な限り、疼痛やその他の不快な症状の緩和、患者さん・ご家族等への精神的・社会的な援助を含めた総合的な医療・ケアの提供に努めます。

3. 医療・ケアの方針の決定に向けて

3.1 ご本人の意思が確認できる場合

医療・ケアチームは、患者さんの状態に応じた専門的な医学的検討を行い、適切な情報提供と説明を行います。ご本人との十分な話し合いを通じて合意形成を目指し、ご本人の意思決定を基本として方針を決定します。

患者さんの意思は様々な要因により変化する可能性があるため、医療・ケアチームは継続的に意思確認の支援を行います。患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性も考慮し、必要に応じてご家族等を含めた話し合いを行います。

3.2 ご本人の意思が確認できない場合

患者さんの意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

3.2.1. ご家族等がご本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者さんにとっての最善の方法をとることを基本といたします。

3.2.2. ご家族等がご本人の意思を推定出来ない場合には、患者さんにとって何が最善であるかについて、ご家族等とチームにより十分に話し合い、ご本人にとっての最善の方針を基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じ、このプロセスを繰り返し行います。

3.2.3. ご家族等がいない場合や、ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者さんにとって最善と考えられる方針を慎重に検討し決定することに努めます。

3.2.4. 認知症で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者さんの意思を尊重し、医療・ケアチームの支援をもとに家族や関係者と話し合い、最善と思われる意思を反映した決定に努めます。

3.2.5. 身寄りが無い患者さんにおける医療・ケアの方針についての決定プロセスは、ご本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に意思決定を支援していきます。

3.3 18歳未満の患者（子ども）および自律的意思決定が困難と考えられる場合

すべての子どもは、適切な医療と保護を受ける権利があり、治療方針は子どもの最善の利益に基づいて決定いたします。子どもの気持ちや意見を最大限に尊重し、子ども・保護者・医療者は、価値観や思いを共有し、相互の信頼関係を築いてまいります。周産期・小児期に発症した疾患・障害などを持ち、本人が十分な意思決定をできない場合も、年齢を限定せず「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」等も参考に同様に方針を決定いたします。

3.4 複数の専門家からなる話し合いの場

方針の決定に際し、1) 医療・ケアチームで決定が困難な場合、2) 本人と医療・ケアチームで合意が得られない場合、3) ご家族間や家族と医療・ケアチームで意見が一致しない場合については、医療・ケアチームの申し入れにより、必要ならば医療倫理に精通した専門家や国が行う「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」の修了者、本人の心身の状態や社会的背景に応じて担当の医師や看護師以外の医療・介護従事者等を含めた当院の倫理コンサルテーションチームで、その方針を審議いたします。審議された方針・助言を受けて、改めて本人、家族等、医療・ケアチームが合意形成に努めます。

当院で意思決定支援のプロセスにおいて話し合った内容はすべて、その都度診療録に記録いたします。

4. 方針の継続的な改善

当院は、患者さんご家族の皆さまの思いに寄り添い、一人ひとりの大切な意思を尊重した医療・ケアの提供に心を込めて取り組んでまいります。日々変化する医療環境の中で、この方針もより良いものへと磨き上げ、皆さまにとってより安心できる意思決定支援を実現できるよう、職員一同、真心を込めて努めてまいります。

倫理コンサルテーションチーム 第1版 2025年1月20日作成

参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン
厚生労働省 2018年3月
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン
厚生労働省 2018年6月
- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
厚生労働省 2019年5月
- ・障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン
厚生労働省 2017年3月
- ・こどもの医療における適切な意思決定支援に関する指針
国立成育医療センター
- ・重篤な疾患を持つ子どもの医療をめぐる話し合いのガイドライン
(2024年改訂版) 日本小児科学会